

石川県立中央病院薬剤 SPD 業務委託に係る契約予定者選定要綱
(SPD=Supply Processing and Distribution : 供給・加工・分配)

(目的)

第1条 この要綱は、石川県立中央病院薬剤 SPD 業務委託に係る契約予定者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

(選定方式)

第2条 契約予定者の選定は、公募型プロポーザル(提案)方式によって行うものとする。

(公募に係る公示)

第3条 県は、本プロポーザルに参加する者に必要な資格等を定め、公示するものとする。

2 前項による公示は、業務の概要等を県公報及び石川県立中央病院ホームページ等に掲示することにより行うものとする。

(参加申込書)

第4条 県は、本プロポーザルに参加を希望する者から、次の各号に掲げる事項を記載した参加申込書を提出させるものとし、様式は別に定める。

- (1) 提案者の概要等
- (2) 提案者の類似業務の実績等
- (3) その他必要な事項

2 参加申込書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(提案書)

第5条 県は、本プロポーザルに参加する者から、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を提出させるものとし、様式は別に定める。

- (1) 責任者の類似業務の実績等
- (2) 業務の実施体制
- (3) 物流管理業務への提案
- (4) その他物流管理業務に必要な事項

2 提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(審査委員会)

第6条 提出された参加申込書等を審査するため、石川県立中央病院薬剤 SPD 業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、必要に応じ参加申込書等の提出者からその提出内容等の聴取を行うことができる。
- 3 委員会は、提案書の審査により、最適な契約予定者1者を選定する。

(組織)

第7条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は県立中央病院長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、契約予定者の選定が終了するまでとする。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

(契約の相手方の決定)

第10条 薬剤SPD業務委託に係る契約の相手方は、第6条第3項の規定による選定を踏まえ、県が決定するものとする。

- 2 県は、前項の規定により決定した者と随意契約の手続きを行う。

(非選定者への説明)

第11条 県は、契約予定者に選定されなかった者から、その理由について問い合わせがあった場合は、書面により説明するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、石川県立中央病院管理局用度課用度係において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。